

令和7年第4回玉名市農業委員会総会議事録

令和7年3月5日（水）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1 番	下川 安	2 番	高田 優子	3 番	村上 孝夫	4 番	梅田 政次郎
5 番	坂本 正敏	6 番	小山 包昭	7 番	東 英治	8 番	本田 多美子
9 番	上田 龍介	10 番	西依 雅孝	11 番	村上 孝	12 番	植田 勝登
13 番	高本 昌揮	14 番	宮永 義一	15 番	上土井 幸治	16 番	古田 知明
17 番	池田 秀昭	18 番	後藤 雄一	19 番	坂門 聡一		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

0名

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	岡田 正治	推3	佐藤 浩光	推4	竹下 祐一
推5	小山 高廣	推6	縄田 伊知郎	推7	関 幸次郎	推8	荒木 雄二
推9	平野 雅久	推10	徳山 幸博	推11	柴尾 覚	推12	森尾 由成
推13	美崎 毅	推14	島村 和久	推15	大家 保	推17	坂口 春義
推18	中村 輝美	推19	丸山 和則				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推16 今上 隆

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	二階堂正一郎	次長	西山 美和	係長	園木 俊範	主任	大原 三和
主任	村上 寛子						

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

2名

議 題

第14号 農地法第3条の規定による許可申請について
第15号 農地法第4条の規定による許可申請について
第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
第17号 農用地利用集積計画の決定について
第18号 農用地利用集積等促進計画の意見決定について

1. 開 会

○事務局長（二階堂正一郎君） では始めたいと思います。本日は、農業委員総数19名全員の御出席です。

最適化推進委員は18名の御出席で、今上委員から欠席の届出があっております。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまより、令和7年第4回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（二階堂正一郎君） まず下川会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（下川 安君） それでは皆様こんにちは。総会ということで、お忙しい中、御出席いただきました。大変お疲れさまです。

それから、先日は佐賀県の鹿島市農業委員会のほうに先進地視察ということで研修を行いました。御参加いただきました皆様には大変お疲れさまでした。この先進地視察、コロナが発生してなかなかできませんでしたが、久しぶりに実施ができました。この間の研修では、向こうの鹿島市農業委員会の皆さんと、いろんな活発な意見交換ができて、研修なかなか有意義だったかなと思っています。その中で、意見交換会の中でいろんなお話がありまして、玉名市農業委員会で、そういうところで取り入れるものができればそういうものも検討できるものがあるかなと思っております。

それからですね、玉名市の地域計画ですけれども、この間通知が来まして、計画案の公告・縦覧が2月20日から今日までということのようです。それで意見がなければ今月上旬には策定をして、もう一回公告をするということで、作成ということになると思いますので、それからお伝えしたいと思います。

それから、何をしゃべろうかなと思って新聞を見よったら、全国の農業新聞に、どうなるか今後の米対策という記事が載っていました。皆さんも読んだと思いますけれども、今、米が高騰してしまっていて、備蓄米の話がでています。備蓄米がでて流通量が増えれば米価は下がるだろうというのを、可能性はあるみたいなんですけれども、それは消費者にとっては助け船になるかもしれませんが、生産者は逆というような記事が載っていました。

そもそも生産に要する資材とか燃料と肥料とか、これは高騰しておりますので、米の価格が上がってもですね、その差ですよ、手取りの額につながっているかどうか、実感としては生産者はどうなのかなというのがちょっと思いがあるところです。今後動きが、備蓄米の動きで米の値段がどうなるのかなと、今から注目という

ようなそんな記事が載っていましたので御披露したいと思います。

それからもう一つは、その前の新聞だったかな、気象災害というのがちらっと下のほうに載ってまして、今、気象災害ということで、大船渡の山林がものすごい山火事で、2,900haですか、燃えているということです。きょうニュースであってました。本当に気象が温暖化みたいで、今年は北陸でどか雪が降って、今度はさらに山林火災だとか、去年は過去最高の高温だったということで、気象庁は今年の夏も猛夏という、暑い夏というようなそういう予想も出しているみたいです。本当に気象がどうなっていくかなと心配だなと。それが災害につながらなければいいかなと、そんな思いを持っています。自然ですのでどうしてもできませんけれども、そういう思いを持っているところです。そういうことを話ながら議案のほうに入りたいと思います。よろしく願いいたします。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（下川 安君） 本日は議第14号から議第18号までの141件の議案審議、それから報告第6号から9号までの167件の報告があります。皆様方の慎重なる御審議どうぞよろしくお願いいたします。

きょうの議事録署名者は、委員番号19番の坂門聡一委員と3番の村上孝夫委員をお願いいたします。

なお、発言の際は、委員番号及び氏名を述べた上で発言をいただきますようよろしくお願い申し上げます。あわせて、採決の際は、議決権のある農業委員のみで挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（下川 安君） それでは、議第14号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。申請の件数は21件です。

このうち受付番号21番、それから22番は、玉名市農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限規定に梅田委員と高本委員が該当するため、受付番号20番までを先に採決して、21番の審議の前に梅田委員に退室を求め、22番の審議前に梅田委員の入室と高本委員の退室を求めます。そういう段取りでいきたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 議案の1ページをお願いいたします。

議第14号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するも

のとする。令和7年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1 番、東京都と立願寺の申請人で、山田の畑358㎡外2筆、計784㎡を労力不足と経営拡張のため贈与するものです。

2 番、長洲町と滑石の申請人で、滑石の田1,015㎡を借入地取得のため贈与するものです。

3 番、滑石の申請人で、滑石の田179㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

4 番、滑石の申請人で、滑石の田1,937㎡外3筆、計3,660㎡を子へ一括贈与するものです。

5 番、小島の申請人で、小島の田1,278㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

6 番、天水町と寺田の申請人で、天水町の田1,507㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

3 ページをお願いします。

8 番、石貫の申請人で、三ツ川の田645㎡を労力不足と相手方の要望のため賃貸借権を結ぶものです。

○議長（下川 安君） 説明の途中ですけれども、本日傍聴の希望者が1名いらっしゃるということですので、よろしくお願いします。

傍聴者には、傍聴にあたりまして、お手元に傍聴人心得というのをお配りしていると思いますので、それをお読みいただいて傍聴のほうはよろしくお願ひしたいと思ひます。

では続けてお願いします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 9 番、岱明町の申請人で、岱明町の田1,629㎡外7筆、計7,753㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

10 番、岱明町の申請人で、岱明町の田1,265㎡を相手方の要望と経営拡張のため売買するものです。

11 番、岱明町の申請人で、岱明町の田1,195㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

12 番、山鹿市と岱明町の申請人で、岱明町の田1,630㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

13 番、岱明町の申請人で、岱明町の田159㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

14 番、荒尾市と岱明町の申請人で、岱明町の畑283㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

15番、長洲町と岱明町の申請人で、滑石の田981㎡を借入地取得のため贈与するものです。

5ページをお願いいたします。

16番、岱明町の申請人で、岱明町の田580㎡外2筆、計1,560㎡を労力不足と経営拡張のため賃貸借権を結ぶものです。

17番、岱明町の申請人で、岱明町の畑457㎡外1筆、計1,791㎡を妻へ贈与するものです。

18番、天水町の申請人で、天水町の田1,940㎡を労力不足と経営拡張のため賃貸借権を結ぶものです。

19番、熊本市と天水町の申請人で、天水町の畑280㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

20番、天水町と熊本市の申請人で、天水町の畑703㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

以上19件、合計28,608㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題ないことから、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

また2月28日、3月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） 20番までの事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番から順に委員の説明をよろしくお願ひします。連続して説明される場合は続けてよろしくお願ひします。

それでは1番をよろしくお願ひします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について御説明します。

申請地は山田の神社周辺で、3筆で784㎡です。譲渡人は東京に住んでおられ管理ができない。譲受人は経営拡張、2カ所にはニンニクを栽培する。1カ所は日当たりが悪く、栗の木が植えてあるので、空いたスペースに栗の木を植えるそうです。農業機械も多く持っておられ、問題ないと判断します。

御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、2番と3番は同じ委員ですので、続けてよろしくお願ひいたします。

○推2番（岡田 正治君） 推進委員2番、岡田です。2番の案件について説明いたします。

譲受人は認定農業者であり、イチゴと水稻を作付けされております。申請農地は、令和2年から賃貸借契約を結んでおり、水稻をされているということです。譲受人の農地も隣接していますので、耕作の便利ということで何ら問題ないかと思います。審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、3番の案件について説明いたします。申請農地は譲受人が所有している農地に隣接しているという農地です。現在農地への道がないため、耕作が難しいということで処分を考えられ、売買に至ったということです。取得後は野菜を作られるということで、現地調査した結果、何ら問題ないと思います。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番をお願いいたします。

○4番（梅田政次郎君） 農業委員4番、梅田です。4番の案件について御説明します。

譲渡人は高齢のため譲受人の子へ一括贈与するということで、何ら問題ないと思います。

御審議のほどよろしく願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、5番をお願いいたします。

○6番（小山 包昭君） 農業委員6番の小山です。5番の案件について説明します。

現地は小島橋から西の方向へ150m入ったところにある水田です。譲渡人は労力不足、譲受人は譲渡人の遠縁にあたりますけれども、相手方の要望で贈与されるものです。譲受人は法人の構成員であって、以前からその地は作られております。

借入地取得で大型農機もそろっていて特に問題ありません。よろしく願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、6番をお願いいたします。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。6番の案件について説明します。

申請地は天水町小天の田です。賃貸人は労力不足、賃借人は経営拡張です。賃借人は大農機具等も所有されており、野菜を栽培されるということです。現地確認した結果、何ら問題なく許可相当と判断しました。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして8番をお願いします。

○10番（西依雅孝君） 農業委員10番、西依です。8番の案件について説明します。

申請農地は賃借人の農地の隣に位置し、賃貸人は労力不足、賃借人は相手方の要望、農機具等の所有もあり、何ら問題ないと思います。

御審議のほどよろしく願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、9番、10番は同じ委員さんです。続けてよろしくお願いします。

○推10番（徳山 幸博君） 推進委員10番、徳山です。9番の案件について説明します。

場所は国道208号線岱明町西照寺交差点より県道大野下線を100mほど行ったところに老人ホームがありますが、その裏手一帯に広がる田園地帯です。売渡人は高齢で労力不足、譲受人は経営拡張による売買です。面積は8筆で7,753㎡、米を作るように予定しておりましたが、水揚げポンプの故障のため、修理ができるまで麦を作るということです。譲受人は農機具等もそろえております。現地調査の結果、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

続いて10番の案件ですけど、譲受人は9番の案件と同一人物で、申請地は9番の隣の田です。譲渡人の要望と譲受人の経営拡張による売買です。面積は1筆で1,265㎡で、水揚げポンプの修理が完了するまで麦を作るということです。農機具等も所有しており、何ら問題ないと思います。

御審議のほどよろしくお願いします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、11番、12番は同じ委員さんです。続けてよろしくお願いいたします。

○11番（村上 孝君） 農業委員11番の村上です。11番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人はいとこ同士でありまして、農地も隣接しており、譲渡人の労力不足による所有権の移転をするものであります。2月28日に現地調査を実施しましたが、何ら問題はないかと思われますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、12番の案件について説明します。

譲渡人と譲受人は兄弟でありまして、弟から兄への贈与ということになります。これまでも農地は兄が管理しており、現地調査を実施しましたら何ら問題はないと思われますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、13番、14番は同じ委員さんです。続けてよろしくお願いします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番の柴尾です。13番の案件について説明します。

場所は私立高校の野球グラウンドから西へ200m先の住宅地です。本人の宅地の横で159㎡です。譲渡人は労力不足、譲受人は相手方の要望での売買です。そ

して野菜を作っています。農業機械はそろっていますので、現地調査した結果、何の問題もないと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、14番の案件について説明します。

大野小学校から南へ200mのところにある歯科医院の西側の農地283㎡です。譲渡人は労力不足、譲受人は相手方からの要望で土地を購入し、ダイコン等を作ります。農業機械は全てそろっていますので、何ら問題はないと思います。

審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして15番をお願いします。

○推12番（森尾 由成君） 推進委員12番、森尾です。

当該地は国道501号線の南側になりますけれども、譲受人が現在管理、水稻、栗を作っておりまして、借入地を取得ということで贈与になっております。周りも全て水田です。現在も水稻を作っておられますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、16番、17番は同じ委員さんです。続けてよろしく願いいたします。

○推13番（美崎 毅君） 推進委員13番、美崎です。16番の案件について説明します。

申請地はJAのLPガスセンターより道路を挟んですぐ南側にあります。現在3筆とも賃借人が耕作しておられますが、今回正式に賃貸借契約を申請することにしました。賃貸人は労力不足、賃借人は経営拡張です。3月3日に現地調査を行いました。何ら問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、17番の案件について説明します。

譲渡人、譲受人は御夫婦です。夫婦で年間を通し季節ごとにいろいろな野菜を作っておられますが、譲渡人が数年前に病気になりました。現在は回復しておられますが、年齢も75歳近くになり、今回夫から妻へ生前贈与を申請されます。審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、18番をお願いいたします。

○17番（池田 秀昭君） 農業委員17番、池田です。18番の案件について説明いたします。

場所は私立保育園から西へ200mの場所にある畑です。面積は1,940㎡です。貸す人は労力不足、高齢者です。借りる人は規模拡大です。トラクター、田植

機、コンバインは持っているそうです。現地を見た結果、問題ありませんのでよろしく願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、19番から20番ですね、同じ委員さんです。続けてよろしく願いいたします。

○推18番（中村 輝美君） 推進委員18番の中村です。

案件19番で、譲渡人は高齢で、労力不足で管理ができないため譲受人に贈与を希望、譲受人は長男の自宅を最近建てられて、その裏にあり、ミカン、イチゴを栽培されており、ミカンも植えられるそうです。何ら問題はないと思います。

案件20番、譲渡人は病気をされて労力不足で農地の管理ができないため、譲受人に契約予定です。譲受人は規模拡大のため購入の希望で、トラック、トラクター、動噴も所持しておられ、何ら問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

3条の申請につきまして1番から20番までのうち7番が取下げですので、20番までの委員の説明が終わりましたが、皆さんから御質問、御意見等はございませんでしょうか。（「すみません」と呼ぶ者あり）

どうぞ、本田委員。

○8番（本田多美子君） 農業委員8番、本田です。ちょっとわからないので聞きたいんですけど、17番ですね、御夫婦間での生前贈与と、このあと亡くなられてからの遺産相続とか、そういうのは税金関係でどがんふうになっとつとですか。

○事務局次長（西山 美和君） 事務局西山ですけど、税金関係は税務署のほうに聞いていただかないと、農業委員会では。

○8番（本田多美子君） 何ていうかな、このメリットていうかな、何かそういうのがあるのかなあとか、そこを聞いたかったんですけど。

○事務局次長（西山 美和君） 多分申請人が妻へこの1筆だけを贈与したいということとで申請がされているわけで、内々の税金関係についてはわかりません。

○8番（本田多美子君） わかりました。すみません。

（雑談あり）

○議長（下川 安君） いいですか。ほかにございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第14号農地法第3条の規定による許可申請19件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしく願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、受付番号1番から20番、7番を除いて20番までにつきましては、許可することに決定いたしました。

ここで議第14号、受付番号21番の審議に入る前に、議事参与の制限規定により、梅田委員の退室を求めます。

— 4番 梅田政次郎君 退室 —

○議長(下川 安君) 梅田委員が退室されましたので、審議を行います。

それでは、事務局より21番の説明をお願いいたします。

○事務局長(二階堂正一郎君) 21番、東京都と滑石の申請人で、滑石の田392㎡を労力不足と相手方の要望のため贈与するものです。

以上1件、合計392㎡につきましても、20番までの案件と同様に許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。よろしくお願いします。

○議長(下川 安君) それでは、委員の説明をよろしくお願いいたします。

21番をお願いします。

○推2番(岡田正治君) 推進委員番号2番、岡田です。21番の案件について説明いたします。

譲渡人は申請農地について相続で取得されましたが、県外在住ということで労力不足、また譲受人は相手方の要望ということで贈与ということになります。取得後は米を作られるそうで、譲受人は認定をとられており、経営も大きくされているので何ら問題ないかと思います。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。

委員の説明が終わりましたがけれども、皆さんから御質問、御意見はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(下川 安君) なければ採決に移らせていただきます。

議第14号農地法第3条の規定による許可申請21番につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(下川 安君) はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第14号、21番については、許可することに決定いたしました。

ここで梅田委員の入室を求めます。

— 4番 梅田政次郎君 入室 —

○議長(下川 安君) はい、梅田委員が入室されましたので、引き続き審議を行います。

す。

受付番号 22 番の審議に入る前に、議事参与の制限規定により、高本委員の退室を求めます。

— 4 番 高本昌揮君 退室 —

○議長（下川 安君） 高本委員が退室されましたので、審議を行います。

それでは、事務局より 22 番の説明をお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 22 番、菊池郡大津町と岱明町の申請人で、滑石の田 968㎡を労力不足と相手方の要望のため売買するものです。

以上 1 件、合計 968㎡につきましても、21 番までの案件と同様に許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。よろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） 事務局の説明が終わりましたので、委員の説明をお願いいたします。

○推 12 番（森尾 由成君） 推進委員番号 12 番、森尾です。

該当物件は、県外に在住されている譲渡人が、本人の所有している田の近くを譲受人の農地所有適格化法人が耕作されているということで、売買を希望されております。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

受付番号 22 番につきまして委員の説明が終わりましたが、皆さんから御質問、御意見はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第 14 号農地法第 3 条の規定による許可申請 22 番について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第 14 号、22 番につきましては、許可することに決定いたしました。

これで議第 14 号につきましては採決が全て終わりました。

ここで高本委員の入室を求めます。

— 13 番 高本昌揮君 入室 —

○議長（下川 安君） はい、高本委員が入室されましたので、引き続き審議を行います。

次に、議第 15 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。件数は 3 件です。

なお、1 番に始末書、2 番に顛末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明をよろしくお願いいたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 7 ページをお願いいたします。

議第15号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。
令和7年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1 番、申請物件が大浜町の田、現況宅地196㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、おおむね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落接続して設置されるものであり、例外的に許可は可能となっております。

2 番、申請物件が伊倉北方の畑、現況宅地216㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3 番、申請物件が岱明町の畑536㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上3件、948㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また2月28日、3月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、ここで受付番号1番の始末書を事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木 俊範君） — 1 番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 始末書が読み上げられましたので、委員の説明をよろしくお願いいたします。1 番をお願いします。

○5 番（坂本 正敏君） 農業委員5番、坂本です。1 番の案件について御説明します。

今、始末書を読み上げられたとおりで、農地に住宅の一部がかかっていたということです。転用面積は196㎡、給排水計画は給水なし、雨水については自然浸透、3月3日現地調査した結果、許可相当と判断しました。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号2番の顛末書を事務局担当者が読み上げます。

○係長（園木 俊範君） — 2番の案件について顛末書朗読 —

○議長（下川 安君） ただいま顛末書が読み上げられましたので、2番から委員の説明をよろしくお願いします。

それでは2番をお願いします。

○7番（東 英治君） 農業委員7番、東です。2番の案件について説明します。

申請地は肥後伊倉駅から北へ300mの場所にある216㎡の農地です。今、事務局から顛末書の説明であったとおり、空き地の一部が接する農地です。申請人の当該農地は自己所有地であり、農地となっておりますが、現在既に駐車場として利用してあります。これまでも特に被害等の発生はしておらず、もし何らかの被害が生じた場合は、転用者が責任をもって対応するとのことでした。

現地調査した結果、特に問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

続きまして、3番につきましてよろしくお願いします。

○14番（宮永義一君） 農業委員14番、宮永です。3番の案件について説明いたします。

目的は個人住宅の建築です。場所はガスセンター前の市道を東側に約500m行き、左側に折れ約300m行き、右側に折れて150m行ったところの左側にあります。敷地面積536㎡のうち建築面積112.62㎡の平屋建て住宅を北側に建てます。その東側に2台と左側に2台分の駐車場を設けるそうです。ここには洗濯物の干し場とか庭を造るそうです。給水、排水、汚水は市の上下水道を使用するそうです。雨水は雨水浸透枳を6基設置し、地下浸透にするそうです。隣との境界には東側、北側、西側にブロック2、3段設置するそうです。万が一被害が及んだ場合は自己責任で対応するそうです。

現地調査の結果、問題ないと思いますので、審議をよろしくお願いします。以上。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございます。

ただいま4条申請につきまして委員の説明が終わりましたが、皆さんから御意見、御質問等はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第15号農地法第4条の規定による許可申請3件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をよろしくお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第15号につきましては、許可することに決定いたしました。

次に、議第16号農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。件数は6件です。

なお、2番に始末書の添付がありますので、委員の説明の前に事務局担当者が読み上げます。

それでは、事務局より説明を願います。

○事務局長（二階堂正一郎君） 8ページになります。

議第16号農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和7年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

1番、申請物件が玉名の田430㎡外1筆、計495㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

2番、申請物件が両迫間の畑、現況宅地124㎡で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

3番、申請物件が岱明町の田、現況畑500㎡で、転用目的は宅地分譲地です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

9ページをお願いいたします。

4番、申請物件が岱明町の畑、現況田465㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

5番、申請物件が岱明町の畑、現況田495㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

6番、申請物件が岱明町の畑、現況田330㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

以上6件、合計2,409㎡につきまして、申請内容を農地用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

また2月28日、3月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よ

ろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたので、受付番号1番につきまして、担当委員の説明をお願いいたします。

○推8番（荒木雄二君） 推進委員番号8番、荒木です。1番の案件について説明します。

申請地は社会福祉施設より北側にある飲用水製造会社の近くにあり、県道4号玉名八女線から東に約100m入り込んだ農地です。申請人は玉名市内の借家住まいで、現在子供が1人、今後の子供の成長で手狭になることと、今後必要となるであろう両親の介護のことを考え、実家に近い場所にある申請地の農地に個人住宅を計画しているものです。転用面積は495㎡で、木造平屋建て、建築面積110.96㎡の住宅です。給排水計画については、給水は上水道を利用、生活排水は合併式浄化槽を設置して、浄化した処理水を道路側溝に排水、雨水も道路側溝に排水する。被害防除計画については、前面道路を基準に造成工事をし、崩落防止のため土波処理をする。転用にあって、近隣農地への被害発生のないよう十分注意し、後日損害が発生した場合は、申請人の法的責任の範囲で対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号2番は始末書がでています。事務担当者が読み上げます。

○係長（園木俊範君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（下川 安君） 始末書が読み上げられましたので、受付番号2番から順に担当委員の説明をお願いいたします。

それでは2番をお願いいたします。

○推8番（荒木雄二君） 2番の案件について説明します。推進委員8番、荒木です。

申請地は菊池川の玉名橋上流右岸堤防道路を北に約300mの道路下の住宅街にある農地です。申請人は現在借家住まいで、申請地の隣接地に建っている中古住宅の購入を決めたが、申請地が農地のままとなっているため、今回購入する際に、残っている現在あるカーポートを撤去し、新たに新設し、更地は砂利敷きにし、家族の駐車場及び植木植栽部分として使用するとのことでした。転用目的は宅地拡張、雨水については自然浸透、被害防除計画については、特に被害迷惑を及ぼすことはないと思われますが、万が一被害が発生した場合には、責任をもって対応するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、3番をお願いいたします。

○推11番（柴尾 覚君） 推進委員11番、柴尾です。3番の案件について説明します。

申請地は玉名長洲線の六田交差点よりも西へ300m進んで北側の住宅地です。譲渡人から譲受人は土地を購入して、分譲住宅2軒を建てます。分譲地は整地済みです。敷地面積は500.68㎡、1号地が222.76㎡、2号地が277.92㎡です。駐車場は4台分です。雨水は側溝に流します。給水については玉名市の水道を引き込み、生活雑排水も公共下水道に接続します。万が一被害が発生した場合は、受託建設者が責任をもって対処するとのことでした。

以上、現地調査した結果、特に問題ないと思いますので、御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

続きまして、4番、5番、6番につきましては同じ委員さんです。続けて説明をよろしくお願いいたします。

○12番（植田勝登君） 12番の農業委員、植田です。4番、5番、6番の件について、一緒に説明したいと思いますのでよろしくお願いします。

といいますのは、譲受人が、この4番、5番、6番と同じ地主さんでありまして、そこを、住宅会社の関係で一緒に購入する予定であるということで、この農地というのが今、場所が市立中学校ですね、玉名から長洲に行く岱明の中央公民館のところを通過して、その行ったところの左側の中学校の横です。もともと、ここは昭和40年頃米の増産を図るということでボーリングをここに掘り、6町ぐらいの畑を田んぼにして米を作っていたわけですけど、ボーリングの調子が悪くなっています。今、この付近には民家が多く建っています。非常に学校も近いし、環境に良いところだというようなことで、4番の人が、今、住まいは4番、5番、6番もみんな借家住まいですけど、465㎡の農地に個人の平屋の住宅を造るということですね。あと5番のところは495㎡ということで、ほとんど面積的には変わらないと。6番が330㎡で、全部で1,290㎡のところ、3軒一緒に建てるというようなことです。ここは玉名市の上下水道も完備していますし、下水については下水道に流すと、雨水は側溝に流すというようなことで、別に環境上も非常に良く、別に問題ないと思いますので、皆さん、審議をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

5条申請につきましては委員の説明が終わりました。皆さんのほうから御意見、

御質問等ございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がないようですので、採決に移らせていただきます。

議第16号農地法第5条の規定による許可申請6件につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は、挙手をよろしく願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第16号につきましては、許可することに決定いたしました。

続きまして、議第17号農用地利用集積計画の決定を議題といたします。件数は91件です。

それでは事務局より説明を願います。

○事務局長（二階堂正一郎君） 10ページをお願いします。

議第17号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和7年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

11ページから12ページの総括表と13ページから20ページまでの集計表のとおり玉名市長より意見を求められております。

20ページをお願いいたします。

今回は所有権移転が37件、108,073㎡、利用権設定が54件の146,500㎡、合計91件、254,573㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第1項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（下川 安君） はい、事務局から説明が終わりましたけれども、これにつきまして御意見、御質問等はありませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（下川 安君） なければ採決に移らせていただきます。

議第17号農用地利用集積計画の決定91件につきまして、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をよろしく願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第17号につきましては、原案どおり決定いたします。

続きまして、議第18号農用地利用集積等促進計画の意見決定についてを議題といたします。件数は20件です。

それでは事務局より説明をよろしく申し上げます。

○事務局長（二階堂正一郎君） 21 ページをお願いいたします。

議第18号農用地利用集積等促進計画の意見決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画に対する意見について、次のとおり決定する。令和7年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

22 ページから25 ページの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められています。今回は配分の賃借権設定が18件、55, 725㎡、使用貸借権設定が2件、10, 203㎡合計20件、65, 928㎡の集積で、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（下川 安君） はい、事務局の説明が終わりましたがけれども、皆さんから、御意見、御質問ございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（下川 安君） 御意見、御質問がなければ採決に移らせていただきます。

議第18号農用地利用集積等促進計画の意見決定20件につきまして、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をよろしく申し上げます。

（全員 挙手）

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。採決の結果、異議なしと認め、議第18号につきましては、原案どおり意見決定いたしました。

-----○-----

5. 報 告

○議長（下川 安君） 次に報告に移ります。

報告第6号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について、報告第7号の農地の形状変更届について、報告第8号許可書返納届について、報告第9号荒廃農地の非農地通知についての167件を事務局より併せて報告いたします。

○事務局長（二階堂正一郎君） 26 ページをお願いいたします。

報告第6号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和7年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回26 ページから34 ページまでの39件、合計162, 559㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、35 ページをお願いいたします。

報告第7号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和7年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回5件、合計2,869㎡の届出を受理しております。

次、37ページをお願いいたします。

報告第8号許可書返納届について。下記の物件は農業委員会許可後に許可書返納の届出があったので報告します。令和7年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回1件の3条許可書の返納届を受理しております。

続きまして、38ページをお願いします。報告第9号荒廃農地の非農地通知について。下記の農地は現況山林、原野等により、農地法第2条に規定する農地ではないことを通知したので報告します。令和7年3月5日提出、玉名市農業委員会会長、下川 安。

今回は、122件の合計87,505.7㎡に対して、非農地通知を発出しておりますので報告します。

以上、報告を終わります。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（下川 安君） はい、ありがとうございました。

これで本日予定の議案の審議、それから報告が終わりましたので、これもちまして、令和7年第4回農業委員会総会を閉会させていただきます。

-----○-----

閉 会 午後3時07分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和7年3月5日

玉名市農業委員会会長

下川 安

農 業 委 員

坂門 聡一

農 業 委 員

村上 孝夫